

候補物件について提案を求める事項

下記 1 (1)から(4)の各項目に対する提案内容を審査の対象とします。

なお、下記 2 については、最高点の候補物件（賃貸借契約に向けた協議対象物件）として選定された後に協議するものとします。

1 提案を求める事項

次の(1)から(3)は提出書類を基に審査を行い、(4)は提出書類及びプレゼンテーションを基に審査します。

(1) 物件の基本的な仕様等

- ① 本庁舎敷地からの直線距離
- ② 床面積の確保
- ③ 機密情報の保護
- ④ 駐車場及び駐輪場の確保
- ⑤ 多機能トイレ設備
- ⑥ 一般トイレ設備
- ⑦ 空調・換気設備
- ⑧ 情報通信設備
- ⑨ 建物の警備体制
- ⑩ 建物の設備管理体制

(2) 危機管理体制の整備

- ① 防火・防災管理体制
- ② 地震対策
- ③ 水害対策
- ④ 避難設備
- ⑤ 非常用電源設備

(3) 事業者の社会課題への取組

- ① 障害者雇用率
- ② 環境問題への配慮状況
- ③ 子育て支援推進状況
- ④ 男女共同参画に対する取組状況
- ⑤ 広島市の産業振興への貢献

(4) 物件の特長

- ① 物件の特長についての P R

2 選定後の協議により決定する事項

- (1) 借上期間について
- (2) 借上面積と入居する部署について
- (3) 借上料及び共用部管理費の金額について
- (4) 市が行う入・退居時の工事について
- (5) 市が負担する維持管理費について
- (6) 市が使用する駐車場及び駐輪場の台数及び使用方法について
- (7) その他賃貸借契約の締結に必要な事項について